

# 令和3～6年度 競争入札参加資格審査申請（随時分）の手引き

令和3～6年度において「帯広市」「帯広市上下水道部」「十勝中部広域水道企業団」「十勝圏複合事務組合」及び「と  
 ちかち広域消防事務組合」が発注する工事の請負、物品の購入・役務の提供その他の契約に係る一般競争入札又は指名  
 競争入札等の参加資格審査申請の受付を行います。申請書類1部を帯広市（担当：契約管財課）に提出することで、  
 上記5団体への申請となります。

記

## 1 申請の受付期間および資格の有効期間

受付期	受付期間	資格の有効期間		
		自	至	登録期間
第1期	令和3年 4月 1日(木) ～ 4月30日(金) まで	令和3年 6月1日 ～	令和7年 3月31日 まで	3年10ヶ月間
第2期	令和3年 5月 6日(木) ～ 6月30日(水) まで	令和3年 8月1日 ～		3年 8ヶ月間
第3期	令和3年 7月 1日(木) ～ 8月31日(火) まで	令和3年 10月1日 ～		3年 6ヶ月間
第4期	令和3年 9月 1日(水) ～ 11月30日(火) まで	令和4年 1月1日 ～		3年 3ヶ月間
第5期	令和3年 12月 1日(水) ～ 令和4年2月28日(月) まで	令和4年 4月1日 ～		3年間
第6期	令和4年 3月 1日(火) ～ 5月31日(火) まで	令和4年 7月1日 ～		2年9ヶ月間
第7期	令和4年 6月 1日(水) ～ 8月31日(水) まで	令和4年 10月1日 ～		2年6ヶ月間
第8期	令和4年 9月 1日(木) ～ 11月30日(水) まで	令和5年 1月1日 ～		2年3ヶ月間
第9期	令和4年 12月 1日(木) ～ 令和5年2月28日(火) まで	令和5年 4月1日 ～		2年
第10期	令和5年 3月 1日(水) ～ 5月31日(水) まで	令和5年 7月1日 ～		1年9ヶ月間
第11期	令和5年 6月 1日(木) ～ 8月31日(木) まで	令和5年 10月1日 ～		1年6ヶ月間
第12期	令和5年 9月 1日(金) ～ 11月30日(木) まで	令和6年 1月1日 ～		1年3ヶ月間
第13期	令和5年 12月 1日(金) ～ 令和6年2月29日(木) まで	令和6年 4月1日 ～		1年
第14期	令和6年 3月 1日(金) ～ 5月31日(金) まで	令和6年 7月1日 ～		9ヶ月間
第15期	令和6年 6月 3日(月) ～ 8月30日(金) まで	令和6年 10月1日 ～		6ヶ月間

## 2 競争入札参加資格審査の申請ができない者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者
- (2) 市税の滞納がある者
- (3) 消費税及び地方消費税の滞納がある者
- (4) 帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者該当する者

### 3 申請の詳細

	郵便申請	持参申請
受付時間	各受付期間の最終日必着	[午前] 8時45分～12時00分 [午後] 1時00分～5時30分 (土日、祝日、年末年始の閉庁日 12/29～1/3を除く)
申請場所 (送付先)	〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市総務部総務室契約管財課契約検査係 宛	
申請書の受理 及び 資格の登録方法	受付時(郵送の場合は申請書類到着後)に申請内容の審査を行い、要件を満たすと認めたと きは、 <b>希望者に「受理票兼登録予定通知書」</b> を交付します。郵送申請の場合、希望者は、返信 用封筒1通(84円切手貼付※令和3年3月1日現在での金額です。)を提出してください。なお、 登録は各期に公表する登録者名簿をもって確定となり、 <b>改めて登録した旨の通知は行いません。</b>	

【申請書類の提出部数】 建設工事等 1部(道内市町村統一様式(※)を含む)  
物品・役務 1部(帯広市独自様式)

#### 【申請書類】

申請書類は、別紙「提出書類一覧表兼チェックシート」に掲載しています。

- 納税証明書、履歴事項(又は現在事項)全部証明書、代表者身分証明書は、申請日の**3ヶ月以内**のもの  
とします。
- 納税証明書、履歴事項(又は現在事項)全部証明書、代表者身分証明書、許可等は**写しでも可**です。
- 合併、営業譲渡などの場合、資格確認のためその他の書類提出を求める場合があります。
- **郵便申請の際、「受理票兼登録予定通知書」を希望する場合は、返信用封筒1通(84円切手貼付)を同封**してください。

### 4 申請に必要なとなる資格及びその他の要件

#### < 建設工事等 >

##### (1) 工事の請負契約

- ① 建設業法(昭和24年法律第100号)による許可を受けていること。  
なお、本社より委任を受け支店等で登録する場合は、当該支店等が建設業の許可を受けていること。
- ② **審査基準日が各受付期間の最終日の1年7ヶ月前の日の翌日以降の、**建設業法による国土交通大臣又は都道府県知事が行う、経営事項審査の総合評定値通知を受けていること。  
例) 受付期が第1期の場合  
受付期間の最終日 : 令和3年4月30日  
経営事項審査の総合評定値通知の審査基準日 : 令和元年9月30日(受付可)  
令和元年9月29日(受付不可)
- ③ 直前2ヶ年度決算において、申請業種に対応する完成工事高があること。
- ④ **雇用保険・健康保険・厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること。**  
※経営事項審査総合評定値通知書の雇用保険・健康保険・厚生年金保険の加入状況欄において確認します。  
※雇用保険・健康保険・厚生年金保険のいずれかの加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類の提出が必要になります。  
〔当該事実を証明する書類とは、下記に示すいずれかの書類の写しとする。〕

○ 雇用保険	雇用保険適用事業所設置届(事業所控え)
	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)
○ 健康保険 ○ 厚生年金保険	健康保険・厚生年金保険新規適用届(事業所控え)
	健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認書

##### (2) 建築設計

建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士事務所又は二級建築士事務所についての登録を受け、申請月の初日現在において登録を受けてから引き続き1年以上その事業を営み、かつ、直前1ヶ年度決算分の事業高があること。

##### (3) 測量

測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者としての登録を受け、申請月の初日現在において登録を受けてから引き続き1年以上その事業を営み、かつ、直前1ヶ年度決算分の事業高があること。

##### (4) 土木設計、地質調査又は技術資料

申請月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営み、かつ、直前1ヶ年度決算分の事業高があること。

##### (5) 特例浄化槽工事

管工事の申請を行う方で浄化槽工事を希望する場合、特例浄化槽工事業者届出をしていること。

- ※ 帯広市の建設工事等の発注状況を踏まえ、十勝管内に本店や受任先の支店等が無い業者については、建設工事、設計等とともに登録工（業）種数を3種までに制限します。  
(最大で登録できるのは、建設工事で3工種、設計等で3業種のあわせて6種までとなります。)
- ※ 十勝管内に本店や受任先の支店等有る業者については、今までと変わらず登録工（業）種数に制限はありません。

十勝管内に本店や受任先の支店等が無い業者が、3種以上の申請を行った場合は、希望工種を申請書の記載順に審査し、要件を満たすと認められる工（業）種数が3種となった時点で、以後の審査は行いませんので、必ず希望工（業）種数は3種以内としてください。

## < 物品・役務 >

### (1) 物品の供給、役務の提供その他の契約

- ① 申請月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ② 許可や登録などの資格等が必要な取扱品目・業務については、別紙「主な資格等の証明一覧」を参考にし、証明書の写しを添付してください。(清掃・警備業務で登録を希望する場合は、証明する書類の写しがないと入札に参加できないことがありますので、ご注意ください。)
- ③ 清掃・警備業務に登録を希望する場合は、格付にあたり、市内従業者数を確認する必要があるため、直近の決算年度の帯広市法人市民税確定申告書の写しを添付してください。

## < 協同組合等に該当する者が申請を行う場合 >

### (1) 協同組合等について

- ① 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された協同組合又は企業組合
- ② 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された協業組合

### (2) 資格要件の特例

協同組合等が次のいずれかに該当するときは、営業年数に係る資格要件は適用されません。

- ① 経済産業省の各地方経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- ② 企業組合又は協業組合で設立の際に構成員の過半数が競争入札参加資格を有するとき。

### (3) 申請書類

定められた提出書類のほか、次の書類が必要になります。

- ① 組合構成員名簿  
※組合構成員全員について、次の事項を記載した名簿を提出してください。  
商号又は名称・所在地・許可、登録に関する番号、年月日
- ② 官公需適格組合証明書  
※経済産業局長から官公需に係る適格組合証明を受けている場合のみ。
- ③ 当該組合の定款

## 5 格 付

次に掲げる建設工事の5工種及び物品・役務の2業種について格付を行います。なお、格付については「帯広市建設工事競争入札参加資格者の格付に関する要領」第5条第4項の規定による再審査の場合を除き、登録内容に変更等があっても登録期間中に評点の再計算は行わず、格付の変更も行いません。

### < 建設工事 >

「土木一式」「建築一式」「電気」「管」「舗装」の5工種

### < 物品・役務 >

大分類10の「委託部門」中、中分類100の「清掃業務」及び中分類101「警備業務」

## 6 登録者名簿・格付の公表

各期登録開始日以降の開庁日に、帯広市役所契約管財課（閲覧方式）及び帯広市ホームページにて公表します。

## 7 資格の消滅

競争入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅します。

- (1) 2の(1)、(4)に該当し、又は4に定める資格要件を欠くに至ったとき。
- (2) 営業に関し、法令の規定により許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

## 8 申請後に変更が生じた場合の手続

変更事項により、提出いただく届書の様式及び受付期間等が変わりますのでご注意ください。

- (1) 委任先を帯広市内に新設・変更する場合（建設工事、設計委託、物品・役務）、または物品・役務の登録に大分類を追加する場合

様式	受付期間及び有効期間	変更事項
競争入札参加資格審査変更申請書 <委任先（市内）新設変更、物品・役務大分類追加申請書>	「1、申請の受付期間および資格の有効期間」に同じ	<p>○委任先を帯広市内に変更または新設する場合            （建設工事格付における評点の再計算は行いません。詳しくは「5 格付」をご確認ください。）</p> <p>○物品・役務の大分類を追加する場合            （登録している品目の大分類が三つに満たない場合、現在の登録を含め最大三つまで受付いたします。なお、現在登録している大分類は変更できません。）</p>

- (2) その他の変更等をする場合（建設工事、設計委託、物品・役務）

様式	受付期間	変更事項
変更届	随時 （速やかに提出してください。）	商号又は名称、代表者、受任者、所在地、使用印鑑、電話番号、FAX 番号、営業廃止、中分類追加
合併等届	随時 （速やかに提出してください。）	合併、営業譲渡等

- ※ 建設工事及び設計委託については、現在登録している工種（業種）以外の追加登録は受け付けません。
- ※ 建設工事については公共工事を受注するために必ず、有効な「経営事項審査の総合評定値通知書」が必要になりますので、決算期終了後速やかに申請手続きをされ、新しい「経営事項審査の総合評定値通知書」が届きましたら、契約管財課にその写しを提出（郵送可）してください。
- ※ 各様式は帯広市ホームページに掲載しています。  
 帯広市ホームページ > 産業・ビジネス > 入札・契約 > 変更が生じたときの手続き

- (3) 競争入札参加資格を辞退する場合

資格登録後に競争入札参加資格を辞退したい場合には、任意の様式によりその旨を申し出てください。なお、その場合には、辞退の申出のあった日から当該競争入札参加資格の有効期間満了の日までの間を経過するまでは、随時受付での資格審査申請を行うことはできません。

また、工種（建設工事）、業種（設計委託）、大分類（物品・役務）の一部を辞退した場合には、辞退を申し出た工種等について、上記期間を経過するまでは、随時受付での資格審査申請を行うことはできません。

## 10 問い合わせ先

帯広市役所 総務部 総務室 契約管財課 契約検査係

電話：0155-65-4114

E-mail: [contract@city.obihiro.hokkaido.jp](mailto:contract@city.obihiro.hokkaido.jp)